

○財務省告示第三百二十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十七年九月二十四日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年十月九日

財務大臣臨時代理

国務大臣 山本 早苗

一 名称及び記 利付国庫債券（三十年）（第四十

二 発行の根拠 八回）

三 法律及びそ 財政法（昭和二十二年法律第三

四 法律第二十 十四号）第四条第一項及び特別

五 法律第二十 三号）第四十六条第

六 法律第二十 三号）第四十六条第

七 法律第二十 三号）第四十六条第

八 法律第二十 三号）第四十六条第

九 法律第二十 三号）第四十六条第

十 法律第二十 三号）第四十六条第

十一 法律第二十 三号）第四十六条第

十二 法律第二十 三号）第四十六条第

十三 法律第二十 三号）第四十六条第

十四 法律第二十 三号）第四十六条第

十五 法律第二十 三号）第四十六条第

十六 法律第二十 三号）第四十六条第

十七 法律第二十 三号）第四十六条第

十八 法律第二十 三号）第四十六条第

十九 法律第二十 三号）第四十六条第

二十 法律第二十 三号）第四十六条第

二十一 法律第二十 三号）第四十六条第

二十二 法律第二十 三号）第四十六条第

二十三 法律第二十 三号）第四十六条第

二十四 法律第二十 三号）第四十六条第

二十五 法律第二十 三号）第四十六条第

二十六 法律第二十 三号）第四十六条第

二十七 法律第二十 三号）第四十六条第

二十八 法律第二十 三号）第四十六条第

二十九 法律第二十 三号）第四十六条第

三十 法律第二十 三号）第四十六条第

三十一 法律第二十 三号）第四十六条第

三十二 法律第二十 三号）第四十六条第

三十三 法律第二十 三号）第四十六条第

三十四 法律第二十 三号）第四十六条第

三十五 法律第二十 三号）第四十六条第

三十六 法律第二十 三号）第四十六条第

三十七 法律第二十 三号）第四十六条第

三十八 法律第二十 三号）第四十六条第

三十九 法律第二十 三号）第四十六条第

四十 法律第二十 三号）第四十六条第

四十一 法律第二十 三号）第四十六条第

四十二 法律第二十 三号）第四十六条第

四十三 法律第二十 三号）第四十六条第

四十四 法律第二十 三号）第四十六条第

四十五 法律第二十 三号）第四十六条第

四十六 法律第二十 三号）第四十六条第

四十七 法律第二十 三号）第四十六条第

四十八 法律第二十 三号）第四十六条第

四十九 法律第二十 三号）第四十六条第

五十 法律第二十 三号）第四十六条第

五十一 法律第二十 三号）第四十六条第

五十二 法律第二十 三号）第四十六条第

五十三 法律第二十 三号）第四十六条第

五十四 法律第二十 三号）第四十六条第

五十五 法律第二十 三号）第四十六条第

五十六 法律第二十 三号）第四十六条第

五十七 法律第二十 三号）第四十六条第

五十八 法律第二十 三号）第四十六条第

五十九 法律第二十 三号）第四十六条第

六十 法律第二十 三号）第四十六条第

六十一 法律第二十 三号）第四十六条第

六十二 法律第二十 三号）第四十六条第

六十三 法律第二十 三号）第四十六条第

六十四 法律第二十 三号）第四十六条第

六十五 法律第二十 三号）第四十六条第

六十六 法律第二十 三号）第四十六条第

六十七 法律第二十 三号）第四十六条第

六十八 法律第二十 三号）第四十六条第

六十九 法律第二十 三号）第四十六条第

七十 法律第二十 三号）第四十六条第

七十一 法律第二十 三号）第四十六条第

七十二 法律第二十 三号）第四十六条第

七十三 法律第二十 三号）第四十六条第

七十四 法律第二十 三号）第四十六条第

七十五 法律第二十 三号）第四十六条第

七十六 法律第二十 三号）第四十六条第

七十七 法律第二十 三号）第四十六条第

七十八 法律第二十 三号）第四十六条第

七十九 法律第二十 三号）第四十六条第

八十 法律第二十 三号）第四十六条第

八十一 法律第二十 三号）第四十六条第

八十二 法律第二十 三号）第四十六条第

八十三 法律第二十 三号）第四十六条第

八十四 法律第二十 三号）第四十六条第

八十五 法律第二十 三号）第四十六条第

八十六 法律第二十 三号）第四十六条第

八十七 法律第二十 三号）第四十六条第

八十八 法律第二十 三号）第四十六条第

八十九 法律第二十 三号）第四十六条第

九十 法律第二十 三号）第四十六条第

九十一 法律第二十 三号）第四十六条第

九十二 法律第二十 三号）第四十六条第

九十三 法律第二十 三号）第四十六条第

九十四 法律第二十 三号）第四十六条第

九十五 法律第二十 三号）第四十六条第

九十六 法律第二十 三号）第四十六条第

九十七 法律第二十 三号）第四十六条第

九十八 法律第二十 三号）第四十六条第

九十九 法律第二十 三号）第四十六条第

一百 法律第二十 三号）第四十六条第

十一イ

発行価格
競争格

額面金額百円につき九十九円六

ロ

国債市場
特別参加

額面金額百円につき九十九円七

十二三

利率
経過利率

年一・四パーセント
募入金決定の通知を受けた者は、
払込金額に加えて、次の算式によ

十四

初期
利子

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.4}{100} \times \frac{4}{365}}$$

平成二十八年三月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1.4}{100} \times \frac{1}{2}}$$

二十	十九	十八	十七	十六		十五
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限	後の二期子以
平成二十七年九月二十四日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額に	平成二十七年九月二十日	利子を支払う。	て、その日以前六月間に属する
			つき百円			を、支払期とし、各支払期におい
						毎年三月二十日及び九月二十日